別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務時間 | | 休憩時間 |
| 直日勤務 | 午前８時45分から  午後５時15分まで | 午後０時15分から午後１時まで |
| ヒル勤務 | 午前８時45分から  午後５時15分まで | 午前11時30分から午後０時15分まで  又は  午後０時15分から午後１時まで |
| ヨル勤務 | 午後４時45分から  翌午前９時15分まで | 午後７時から午後７時30分まで又は  午後７時30分から午後８時まで  及び  午前５時30分から午前６時まで又は  午前６時から午前６時30分まで |

　備考　ヨル勤務において、始業時刻から時間休暇を取得した場合の休憩時間は、次に掲げるとおり変更する。

　　　⑴　始業時刻から１時間、２時間及び３時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午後９時から午後９時30分まで又は午後９時30分から午後10時まで及び午前５時30分から午前６時まで又は午前６時から午前６時30分まで

　　　⑵　始業時刻から半日休暇（４時間）及び５時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午前５時から午前６時まで又は午前６時から午前７時まで

別表第２（第３条関係）

　６直２交替表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | ６日目 |
| １班 | ヒル | ヨル | 明 | 休 | 日 | 日 |
| ２班 | 日 | ヒル | ヨル | 明 | 休 | 日 |
| ３班 | 日 | 日 | ヒル | ヨル | 明 | 休 |
| ４班 | 休 | 日 | 日 | ヒル | ヨル | 明 |
| ５班 | 明 | 休 | 日 | 日 | ヒル | ヨル |
| ６班 | ヨル | 明 | 休 | 日 | 日 | ヒル |

　備考１　「ヒル」は「ヒル勤務」を、「ヨル」は「ヨル勤務」を、「明」は「明勤務」を、「休」は「休日」を、「日」は「直日勤務」をそれぞれ示す。なお、ヨル勤務が日をまたぐ勤務であるため、その２日目を「明勤務」と示すものである。

　　　２　交替勤務技術職員が属する班及び勤務サイクルの開始日については、柴島浄水場長が決定する。

別表第３（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務時間 | | 休憩時間 |
| 直日勤務及び  ヒル勤務 | 午前８時45分から  午後５時15分まで | 午後０時15分から午後１時まで |
| ヨル勤務 | 午後４時45分から  翌午前９時15分まで | 午後７時から午後７時30分まで又は  午後７時30分から午後８時まで  及び  午前５時30分から午前６時まで又は  午前６時から午前６時30分まで |

　備考　ヨル勤務において、始業時刻から時間休暇を取得した場合の休憩時間は、次に掲げるとおり変更する。

　　　⑴　始業時刻から１時間、２時間及び３時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午後９時から午後９時30分まで又は午後９時30分から午後10時まで及び午前５時30分から午前６時まで又は午前６時から午前６時30分まで

　　　⑵　始業時刻から半日休暇（４時間）及び５時間の時間休暇を取得したとき

　　　　　午前５時から午前６時まで又は午前６時から午前７時まで